三　地方財政法の一部改正関係

1　地方債の協議不要対象団体の要件を緩和するとともに、一部の公的資金をもって地方債を起こそうとする場合等について、協議をすることを要しないこととした。（第五条の三関係）

2　退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限を平成二七年度から平成三七年度に延長することとした。（附則第三三条の五の五関係）

四　地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正関係

将来負担比率に算入する項目に、不動産の信託及び第三セクター等に対する短期貸付けに係る一般会計等の実質的な負担見込額を追加することとした。（第二条関係）

五　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第一五号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　非課税所得について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第九条関係）

㈠　義務教育学校の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入等をした預貯金等の利子等について、所得税を課さない。

㈡　学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げる場合以外に該当するものを除外する。

⑴　法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合

⑵　法人である使用者からその法人の使用人（その法人の役員を含む。）の配偶者その他のその使用人の特殊関係者の学資に充てるため給付する場合

⑶　個人である使用者からその個人の営む事業に従事するその個人の配偶者その他の親族（その個人と生計を一にする者を除く。）の学資に充てるため給付する場合

⑷　個人である使用者からその個人の使用人（その個人の営む事業に従事するその個人の配偶者その他の親族を含む。）の配偶者その他のその使用人の特殊関係者（その個人と生計を一にするその個人の配偶者その他の親族を含む。）の学資に充てるため給付する場合（その個人と生計を一にするその個人の配偶者その他の親族を含む。）の学資に充てるため給付する場合で、その給付される学資に係る者が、その給付をする者の雇用関係者であるとき。

㈢　給与所得者の配偶者特別控除申告書　当該申告書に記載する配偶者の個人番号

㈣　非課税貯蓄申込書　当該申込書を提出する者の個人番号

㈤　青色事業専従者給与に関する届出書　当該届出書に記載する青色事業専従者の個人番号

2　次に掲げる書類については、それぞれ次に定める個人番号の記載を要しないこととした。（所得税法第一〇条、第五七条及び第一九五条の二関係）

㈠　非課税貯蓄申込書　当該申込書を提出する者の個人番号

㈡　青色事業専従者給与に関する届出書　当該届出書に記載する青色事業専従者の個人番号

㈢　給与所得者の配偶者特別控除申告書　当該申告書に記載する配偶者の個人番号

3　無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払を受けるものとみなす措置を廃止することとした。（旧所得税法第一四条関係）

4　給与所得者の特定支出の控除の特例の対象となる特定支出の範囲から、雇用保険法に規定する教育訓練給付金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立支援教育訓練給付金が支給される部分の支出を除外することとした。（所得税法第五七条の二関係）

5　相続の開始の日の属する年分の所得税につき贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用を受けた居住者について生じた次に掲げる事由（以下「遺産分割等の事由」という。）により、非居住者に移転した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約（以下「対象資産」という。）が増加し、又は減少した場合には、その居住者の相続人は、その遺産分割等の事由が生じた日から四月以内に、その年分の所得税について、税額が増加する場合等には修正申告書を提出しなければならないこととし、税額が減少する場合等には更正の請求をすることができることとした。（所得税法第一五一条の六及び第一五三条の五関係）

㈠　相続又は遺贈に係る対象資産について民法の規定による相続分の割合に従って非居住者に移転があったものとして贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用があった場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。

㈡　民法の規定により相続人に異動を生じたこと。

㈢　遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。

㈣　遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。

㈤　右記㈠から㈣までの事由に準ずる事由が生じたこと。

6　居住者が年の中途において死亡した場合の確定申告書の提出期限後に生じた遺産分割等の事由により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例が適用されたため新たに当該確定申告書を提出すべき要件に該当することとなったその居住者の相続人は、その遺産分割等の事由が生じた日から四月以内に、その居住者の死亡の日の属する年分の所得税について期限後申告書を提出しなければならないこととした。（所得税法第一五一条の五関係）

7　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第六〇条の二及び第六〇条の三関係）

㈠　対象となる有価証券等の範囲から、株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利を表示する有価証券で国内源泉所得を生ずべきものを除外する。

㈡　国外転出の日の属する年分の所得税につき確定申告書の提出及び決定がされていない場合には、その国外転出の時に保有等をしていた対象資産について、その国外転出の時における価額をもって取得したものとみなす措置等を適用しない。

㈢　国外転出の日の属する年分の所得税につき国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受けるべき者が、その国外転出の日から五年を経過する日までに死亡したことにより、対象資産の相続等による移転があった場合において、その死亡した者について生じた遺産分割等の事由により、対象資産の移転を受けた相続人等である個人に非居住者が含まれないこととなったときは、その相続等による移転があった対象資産については、国外転出の日の属する年分の所得税につき国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等による譲渡等がなかったものとすることができる。

8　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の適用がある場合の納税猶予に係る期限の満了に伴う納期限を、国外転出の日から満了基準日（その国外転出の日から五年を経過する日又は帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日とすることとした。（所得税法第一三七条の二及び第一三七条の三関係）

9　国外転出の日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は決定を受けた者が、その国外転出の日から帰国等の日まで引き続き有していた有価証券等について国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がなかったものとすることができる措置を適用することにより、その国外転出の日の属する年分の所得税について修正申告をすべき事由が生じた場合には、その帰国等の日から四月以内に限り、その年分の所得税についての修正申告書を提出することができること等とした。（所得税法第一五一条の二及び第一五一条の三関係）

10　給与等又は公的年金等の支払者に対して、給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養控除等申告書等」という。）の提出をする場合において、その支払者が当該扶養控除等申告書等に記載されるべき控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿（次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出をする者は、当該扶養控除等申告書等に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないこととした。（所得税法第一九八条及び第二〇三条の五関係）

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書

㈡　従たる給与についての扶養控除等申告書

㈢　退職所得の受給に関する申告書

㈣　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書